

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施
- 職業訓練指導員試験の合格者

告 示

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月二十五日付で岩美郡福部村大字海士六三五石谷米太郎ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（福部地区かんがい排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第八十七条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（福部地区かんがい排水）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

昭和四十七年十二月十三日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業変更計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十八年一月二十五日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

一 委嘱

氏名	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 係
高田 純	八頭郡家町大字宮谷六四	鳥取県地方労働委員会(鳥取)事務局長 事務局長 大字宮谷六四事務局次長	(鳥取)二一六八〇四 自(住宅)二一五〇六	鳥取県商工労働部観光課長

二 解任

沢田吾郎

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和28年法律第203号）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和48年2月6日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 試験の日時

学科試験 昭和48年3月8日 午前9時から

実地試験 昭和48年3月9日 午前8時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和48年2月25日（郵送の場合は、昭和48年2月25日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、

鳥取県厚生部医務課へ問い合わせると。

昭和48年1月25日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年2月6日

鳥取県知事 石 破 一 朗

自動車整備科	勝由 幸広	山崎 健治	竹内 豊	松岡 司
	福田 隆夫	石見 幸正		